

1 令和6年第3回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第124号

工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

資料 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上下水道局

説明内容

1 料金改定等の主な内容

1-1 工業用水道事業の水源として給水する場合の水道料金
（上水受水単価）の見直し

1-2 減量負担金制度について

1-3 工業用水道料金の改定

2 主要施設の更新計画

3 改正後の財政収支見通し

4 条例新旧対照表

1 料金改定等の主要内容

1-1 工業用水道事業の水源として給水する場合の水道料金（上水受水単価）の見直し

（1）改正内容

川崎市水道条例（第27条第1項第2号）

現行		改正案	
1m ³ につき185円		基本料金 (1日につき)	3,760,000円※
		使用料金 (1日1m ³ につき)	使用水量40,000m ³ までの分 10円
		超過料金 (1日1m ³ につき)	40,000m ³ を超える分 39円

※ $40,000\text{m}^3/\text{日} \times \text{基本料金単価}94\text{円}/\text{m}^3 = 3,760,000\text{円}/\text{日}$

【改正内容説明】

水道事業から工業用水道事業への給水に係る料金（上水受水単価）については、**工業用水道事業の今後の施設更新に伴う受水量変動**を踏まえ、**給水に最低限必要な原価**により算定した単価へと見直し、使用水量に関係なく定額で徴収する**基本料金**、使用水量に応じて徴収する**使用料金**及び**超過料金**を設定する。

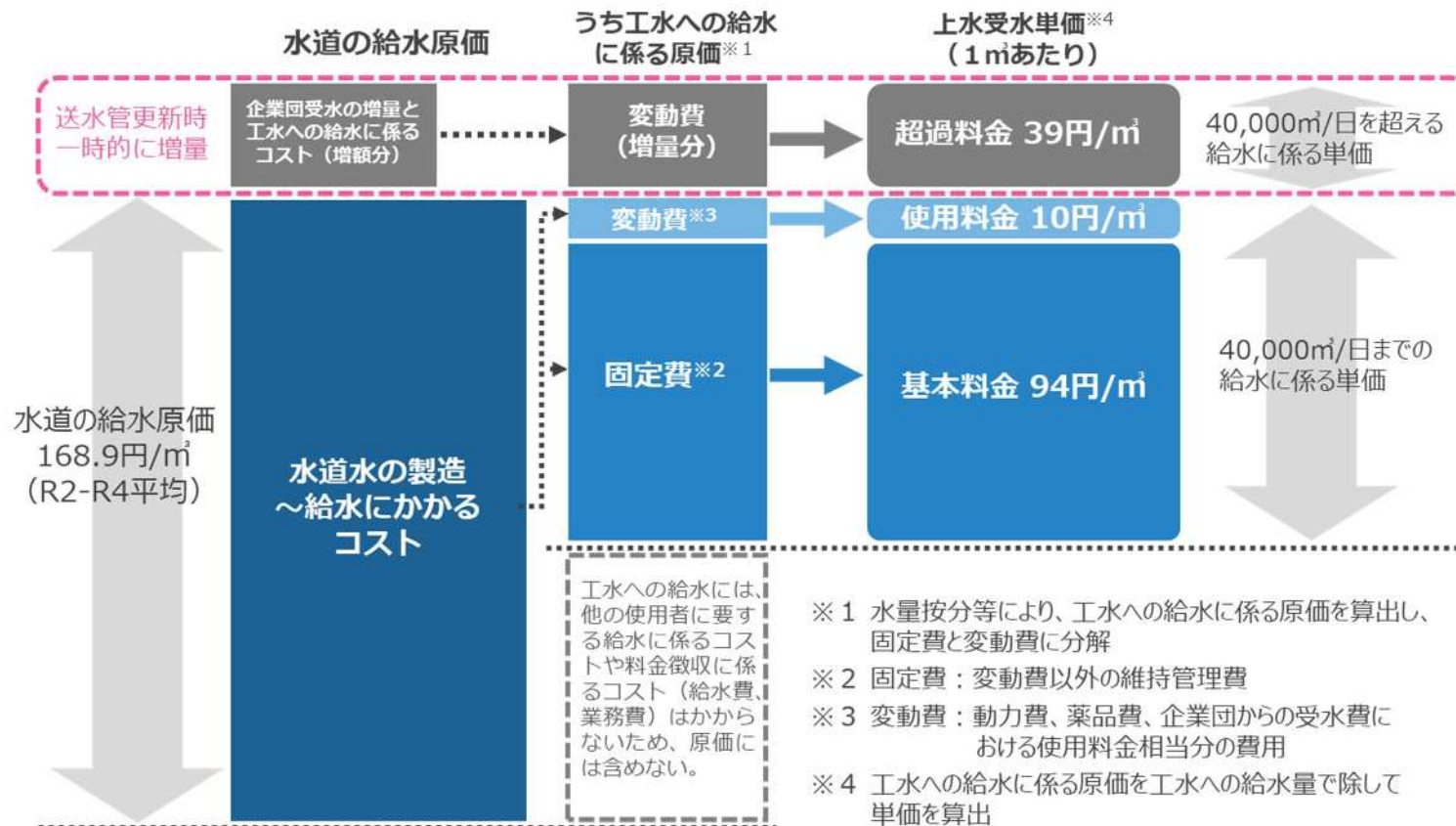
1 料金改定等の主要内容

(2) 上水受水単価の設定イメージ

ア 現行の上水受水単価の考え方 (平成22年4月1日～設定)

185円/m³	=	357円/m³	×	59.3%	×	87.0%
上水受水単価 4万m ³ /日定量受水		水道料金最高単価 1,000m ³ を超える分の単価		水道施設利用率 原水+浄水+受水費 +給配水の一部		負荷率 平均給水量÷最大給水量

イ 見直し後の上水受水単価の考え方



1 料金改定等の主要内容

1-2 減量負担金制度について

(1) 改正内容

川崎市工業用水道条例（第8条の2（新設））

現行	改正案
制度なし	● 責任消費水量を減量する変更契約を締結する使用者は、減量負担金を負担しなければならない。 ● 減量負担金は、減量する水量に、管理者が別に定めるところにより算定した1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。

【改正内容説明】

- 将来の水需要に関する調査を踏まえ、例外的に責任消費水量の減量を認めることを予定しているが、この減量は減収につながり、健全な事業運営に支障を及ぼすとともに、他の減量しない使用者の負担を増加させることとなる可能性がある。
- こうした状況を踏まえ、使用者が責任消費水量を減量するに当たっては、その時点の施設の未償却資産に基づき減量に見合う負担金を負担しなければならないこととする。

(2) 減量負担金の算定

減量負担金 = 負担金単価 × 減量水量（減量前責任消費水量－減量後責任消費水量）

負担金単価 = （未償却資産額－長期前受金合計額）÷ 1日最大給水量

- 令和7年度の減量時の負担金単価：34,909 円/m³

1 料金改定等の主要内容

参考：他事業体の減量負担金導入状況

ア 令和4年度アンケート調査※結果より

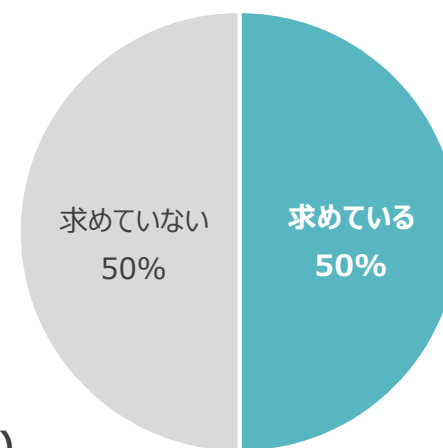
※ 川崎市工業用水道事業と現在配水能力・水源が類似する22事業体を対象としたアンケート調査を実施

Q. 責任消費水量の減量に当たり、負担金・協力金等の減収補填を利用者に求めているか。

回答項目	回答数	比率
減収補填を利用者に求めている	11	50%
減収補填を利用者に求めていない	11	50%
合計	22	100%

うち、条例で規定している事業体・・・**1事業体（大阪広域水道企業団）**

【減収補填の有無】



イ 大阪広域水道企業団の減量負担金制度

● 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例 抜粋

第23条 ……減量後の基本使用水量を定めたとき……は、使用者は、企業長が定める期限までに、次項……に定める額の負担金を納付しなければならない。

2 減量後の基本使用水量を定めたときに使用者が納付すべき負担金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 減量後の基本使用水量を定めた日の前年度末時点の**企業債の未償還残高**を、廃止前の大阪府水道企業条例第3条第3項第2号に規定する**1日最大給水量に相当する水量で除して得た額に、減量する水量を乗じて得た額**

(2) 第20条第1号に規定する**基本料金のうち減量する水量分に相当する金額の5年分の額**

減量の時期や総量については企業長が定めるものとしており、常時受け付けているものではない。

減量負担金

投下資本の一部に
対する負担金

28,355円/㎡
(R6.4.1～)



特別減量負担金 (R2年度から創設)

急激な料金値上げを
抑制するための負担金
(基本料金5年間相当)

57,122円/㎡

出典) 大阪広域水道企業団ウェブサイト掲載資料を基に当局で作成

1 料金改定等の主要内容

1-3 工業用水道料金の改定

(1) 改正内容

川崎市工業用水道条例（第19条第1項）

料金は、次により算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

種別	現行	改正案	改定率
基本料金	責任消費水量 1 m ³ につき 34円40銭	責任消費水量 1 m ³ につき 37円40銭	15.8%
使用料金	責任消費水量のうち使用した水量 1 m ³ につき 2円30銭	責任消費水量のうち使用した水量 1 m ³ につき 5円10銭	
超過料金	責任消費水量を超えて使用した水量 1 m ³ につき 60円30銭	責任消費水量を超えて使用した水量 1 m ³ につき 112円20銭	86.1%

【改正内容説明】

- 今後の施設更新に伴う建設改良費の財源確保及び長期的な料金負担の平準化を目的として、**資産維持費を含めて算定**している。
- 使用料金単価は増額になるものの、使用料金の割合を高めることにより、**使用者の使用実態に配慮した料金**としている。
- 施設規模縮小後の超過水量の発生により施設負荷が増大するリスクを回避するため、**超過料金の罰則的効果を高める**ことを目的として、超過料金単価を改定する。

1 料金改定等の主要内容

(2) 総括原価の算定

料金算定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年

$$\begin{aligned}\text{総括原価} &= \text{総費用（営業費用＋営業外費用＋資産維持費）} - \text{水道料金収入以外の収益的収入} \\ &= (28,123\text{百万円} + 398\text{百万円} + 4,996\text{百万円}) - (5,098\text{百万円} + 356\text{百万円}) \\ &= \underline{\underline{28,063\text{百万円}}}\end{aligned}$$

※収益及び費用の額は料金算定期間の総額であり、税抜額である。

費用		収益	
営業費用 28,123	(単位 百万円)	総括原価 28,063	
		減量負担金 5,098 ※	
		その他収益的収入 356	

※減量負担金は令和6年度収入であるが、料金算定上は、控除項目として扱うこととする。

1 料金改定等の主要内容

(3) 工業用水道料金単価の算定

総括原価				予定水量		料金単価	
計	28,063 百万円	固定費 A	25,205 百万円	契約水量 a	674 百万m³	基本料金 A/a	37.4円/m³
		変動費 B	2,858 百万円	使用水量 b	570 百万m³	使用料金 B/b	5.1円/m³
							超過料金

※超過料金は上記総括原価にかかわらず、基本料金単価の3倍で設定

※総括原価及び予定水量の値は、料金算定期間（令和7年度から令和11年度まで）の合計額である。

※総括原価のうち変動費とは、動力費、薬品費等、配水量の多寡に応じて額が変動する費用であり、固定費は、それら以外の費用である。

※総括原価は、資産維持費を考慮し、減量負担金等の料金収入以外の収入を控除した後の額である。

※料金単価の算定にあたっては、算式の結果得た額の小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位までとした。

2 主要施設の更新計画

主要施設の更新は、令和6年度から基本設計に着手し、概ね40年間の長期的な計画とする。
なお、計画期間中の適切な時期に水需要調査を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

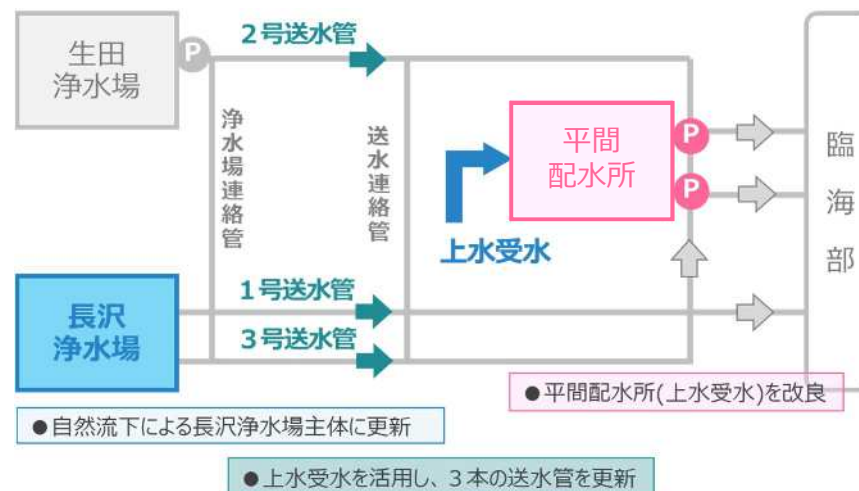
(1) 送水管の更新

- 水需要等に柔軟な対応が可能な上水受水（平間配水所）を活用し、**3本の送水管を更新**

(2) 浄水場等の改良・更新

- 平間配水所は、安定・継続的な施設へ**改良**
- 長沢浄水場を主体とし、同規模で**更新**
- 生田浄水場は、送水管更新完了後、将来の水需要に応じた規模に**縮小**

【施設更新イメージ】



参考：令和7年度以降の主な建設改良工事

料金算定期間

(単位 百万円)

区分	主な建設改良工事	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
浄水施設	長沢浄水場排水処理施設関係工事	253	423	411	999	999	53	210			
	生田浄水場関係工事	849	665				48				
	長沢浄水場工水浄水施設更新工事						7	1,574	1,574	1,574	1,574
配水施設	浄水場連絡管布設工事	2,287	3,611								
	送水連絡管布設工事	1,075	1,792								
	配水管布設替工事	371	48								
	平間配水所関係工事				290	366		364	314		
	2号送水管PIP更新工事						1,463	1,463	1,463	1,463	1,463
計		4,835	6,539	411	1,289	1,365	1,571	3,611	3,351	3,037	3,037

3 改正後の財政収支見通し

(1) 改正後の財政収支見通し

(単位 百万円)

区 分		年度	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)	料金算定期間					計
					令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	
収益的収支	収益的収入		7,075	12,101	5,697	5,694	5,705	5,694	5,684	28,473
	水道料金		6,856	6,843	5,620	5,620	5,636	5,620	5,620	28,118
	その他		219	5,258	76	73	69	73	64	356
	収益的支出		6,539	6,967	5,533	5,440	5,813	5,885	5,851	28,521
	人件費		574	671	671	671	671	671	671	3,357
	受水費		2,686	2,701	1,518	1,518	1,523	1,518	1,518	7,596
	減価償却費		1,179	1,140	1,209	1,303	1,432	1,454	1,441	6,839
	支払利息等		79	97	69	75	85	83	84	396
	その他		2,022	2,358	2,065	1,872	2,102	2,158	2,136	10,332
	当年度純損益 (A)		536	5,134	164	254	△ 108	△ 191	△ 166	△ 47
資本的収支	資本的収入		925	1,327	2,709	3,384	798	1,183	1,122	9,197
	企業債		762	1,197	2,598	3,266	730	1,135	1,093	8,822
	その他		163	130	111	118	68	48	29	375
	資本的支出		2,309	4,129	7,115	8,803	2,520	3,543	3,475	25,456
	建設改良費		1,690	2,994	6,497	8,167	1,826	2,839	2,734	22,063
	企業債償還金		620	588	545	477	425	411	411	2,270
	その他		0	548	73	159	268	293	330	1,124
	資本的収支差引 (B)		△ 1,385	△ 2,803	△ 4,406	△ 5,419	△ 1,722	△ 2,360	△ 2,353	△ 16,259
	補てん財源 (C)		1,199	1,233	1,767	2,012	1,574	1,681	1,668	8,702
	当年度資金収支過不足額 (A+B+C)		351	3,564	△ 2,475	△ 3,152	△ 256	△ 870	△ 851	△ 7,604
	累積資金残高		10,446	14,010	11,535	8,383	8,126	7,257	6,406	-

※ 収益的収支の額は税抜額、資本的収支の額は税込額である。

※ 端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある。

※ 補てん財源は、消費税等資本的収支調整額、減価償却費等の損益勘定留保資金の合計額である。

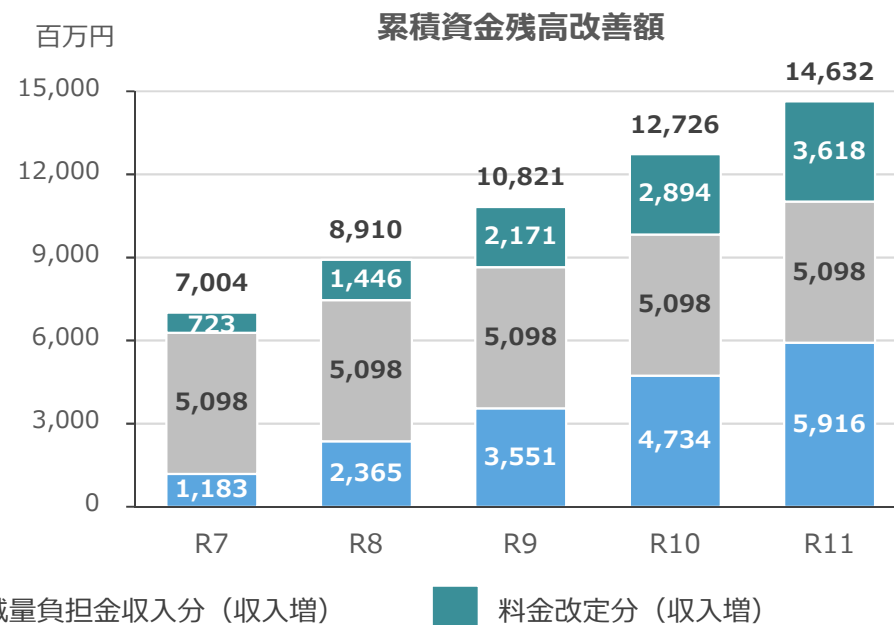
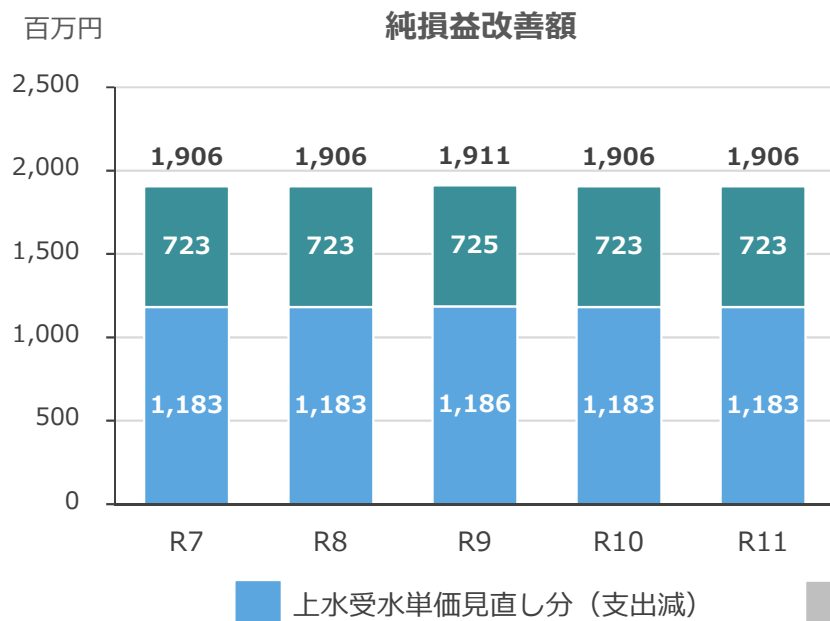
※ 令和6年度の収益的収入の「その他」のうち、5,098百万円は減量負担金収入であり、当初予算には含まれない収入である。

3 改正後の財政収支見通し

(2) 料金制度見直しに伴う効果

(単位 百万円)

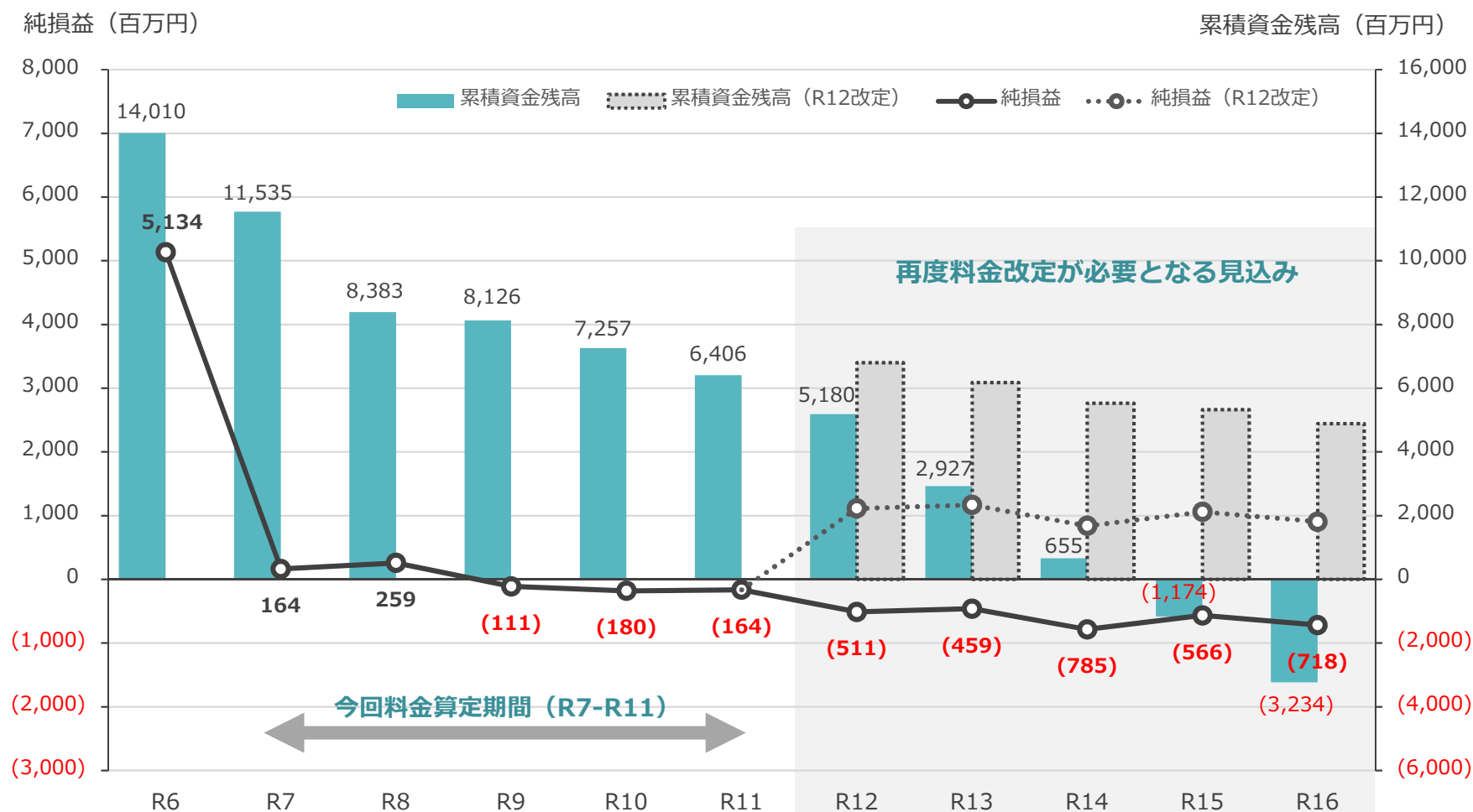
項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
純損益改善額	5,098	1,906	1,906	1,911	1,906	1,906
上水受水単価見直し分（支出減）	-	1,183	1,183	1,186	1,183	1,183
減量負担金収入分（収入増）	5,098	-	-	-	-	-
料金改定分（収入増）	-	723	723	725	723	723
累積資金残高改善額	5,098	7,004	8,910	10,821	12,726	14,632



3 改正後の財政収支見通し

参考：改正後10年間の財政収支見通し（グラフ）

- 現時点での試算では、令和12年度以降恒常的な純損失の発生及び令和15年度以降資金不足が見込まれる。
- 仮に、令和16年度末時点で今後の施設更新に必要な50億円程度の累積資金残高を確保しようとした場合、令和12年度に再度25%強の料金改定が必要となる見込みである。



4 条例新旧対照表

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第45号 (経営の基本) 第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 (1) 水道事業 ア 給水区域は、本市区域内とする。ただし、市長が公益上その他必要があるとき、市外に分水することができる。 イ 給水人口は、1,466,300人とする。 ウ 1日最大給水量は、626,200立方メートルとする。 (2) 工業用水道事業 ア 給水区域は、本市区域内とする。 イ 1日最大給水量は、<u>370,000立方メートル</u>とする。 (3) 下水道事業 ア 排水区域は、本市区域内とする。 イ 排水人口は、1,466,300人とする。 ウ 1日最大処理能力は、864,200立方メートルとする。	○川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第45号 (経営の基本) 第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 (1) 水道事業 ア 給水区域は、本市区域内とする。ただし、市長が公益上その他必要があるとき、市外に分水することができる。 イ 給水人口は、1,466,300人とする。 ウ 1日最大給水量は、626,200立方メートルとする。 (2) 工業用水道事業 ア 給水区域は、本市区域内とする。 イ 1日最大給水量は、<u>520,000立方メートル</u>とする。 (3) 下水道事業 ア 排水区域は、本市区域内とする。 イ 排水人口は、1,466,300人とする。 ウ 1日最大処理能力は、864,200立方メートルとする。

4 条例新旧対照表

川崎市水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
○川崎市水道条例 昭和33年 7 月15日 条例第18号	○川崎市水道条例 昭和33年 7 月15日 条例第18号																										
(料金) 第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用期間 1 月につき、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	(料金) 第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用期間 1 月につき、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。																										
(1) 専用給水装置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th><th>超過料金（1 立方メートルにつき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">使用水量 8 立方メートルまで 530円</td><td>8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円</td></tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円</td></tr> <tr> <td>20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円</td></tr> <tr> <td>25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円</td></tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円</td></tr> <tr> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円</td></tr> <tr> <td>100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円</td></tr> <tr> <td>200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円</td></tr> <tr> <td></td><td>500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円</td></tr> </tbody> </table>	基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）	使用水量 8 立方メートルまで 530円	8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円	(1) 専用給水装置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th><th>超過料金（1 立方メートルにつき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">使用水量 8 立方メートルまで 530円</td><td>8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円</td></tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円</td></tr> <tr> <td>20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円</td></tr> <tr> <td>25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円</td></tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円</td></tr> <tr> <td>50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円</td></tr> <tr> <td>100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円</td></tr> <tr> <td>200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円</td></tr> <tr> <td></td><td>500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円</td></tr> </tbody> </table>	基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）	使用水量 8 立方メートルまで 530円	8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円
基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）																										
使用水量 8 立方メートルまで 530円	8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円																										
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円																										
	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円																										
	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円																										
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円																										
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円																										
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円																										
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円																										
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円																										
基本料金	超過料金（1 立方メートルにつき）																										
使用水量 8 立方メートルまで 530円	8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分 95円																										
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円																										
	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円																										
	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円																										
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円																										
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円																										
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円																										
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円																										
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 343円																										

4 条例新旧対照表

改正後

1,000立方メートルを超える分

357円

ただし、公衆浴場用の超過料金については、1立方メートルにつき46円とする。

共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共用するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、次のとおりとする。

基本料金(1日につき)	使用料金(1日1立方メートルにつき)	超過料金(1日1立方メートルにつき)
3,760,000円	使用水量40,000立方メートルまでの分	40,000立方メートルを超える分
	10円	39円

(3) 共用給水装置

基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
使用水量1戸5立方メートルまで	46円
260円	

(4) その他前3号に該当しない給水の料金は、管理者が類似する種別の料率を準用して定める。

2 市外に分水する場合の価額は、市長が別に定める。

改正前

1,000立方メートルを超える分

357円

ただし、公衆浴場用の超過料金については、1立方メートルにつき46円とする。

共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共用するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、1立方メートルにつき185円とする。

(3) 共用給水装置

基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
使用水量1戸5立方メートルまで	46円
260円	

(4) その他前3号に該当しない給水の料金は、管理者が類似する種別の料率を準用して定める。

2 市外に分水する場合の価額は、市長が別に定める。

4 条例新旧対照表

川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市工業用水道条例 昭和31年 3 月30日 条例第10号 目次 第1章 総則（第1条～第5条） 第2章 給水の申込み及び需給契約等（第6条～<u>第8条の2</u>） 第3章以下 略 （給水の範囲） 第3条 工業用水は、1 給水先当たりの給水量が1 日 <u>200立方メートル</u>以上の者に供給する。 第2章 給水の申込み及び需給契約等 <u>（減量負担金）</u> <u>第8条の2 前条第2項の規定により責任消費水量を減量する変更契約を締結する使用者は、減量負担金を負担しなければならない。</u> <u>2 前項の減量負担金は、減量する水量に、管理者が別に定めるところにより算定した1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。</u> （料金） 第19条 料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、使用者から徴収する。 （1）基本料金 責任消費水量 1立方メートルにつき <u>37円40銭</u> （2）使用料金 責任消費水量のうち使用した水量 1立方メートルにつき <u>5円10銭</u> （3）超過料金 1立方メートルにつき <u>112円20銭</u> 2 前項第3号における超過料金は、1日の責任消費水量を基準として、こ	○川崎市工業用水道条例 昭和31年 3 月30日 条例第10号 目次 第1章 総則（第1条～第5条） 第2章 給水の申込み及び需給契約（第6条～<u>第8条</u>） 第3章以下 略 （給水の範囲） 第3条 工業用水は、1 給水先当たりの給水量が1 日 <u>300立方メートル</u>以上の者に供給する。<u>ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u> 第2章 給水の申込み及び需給契約 <u>（新設）</u> （料金） 第19条 料金は、次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、使用者から徴収する。 （1）基本料金 責任消費水量 1立方メートルにつき <u>34円40銭</u> （2）使用料金 責任消費水量のうち使用した水量 1立方メートルにつき <u>2円30銭</u> （3）超過料金 1立方メートルにつき <u>60円30銭</u> 2 前項第3号における超過料金は、1日の責任消費水量を基準として、こ

4 条例新旧対照表

改正後	改正前
れを超えて使用した場合、その超過水量に基づいて算出する。	れを超えて使用した場合、その超過水量に基づいて算出する。